

## 提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

### JQ CARDセゾンGOLD特約

#### 第1条(適用)

本同意条項は、申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)が九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という)が株式会社クレディセゾン(以下「セゾン」という)と提携して発行するJQ CARDセゾンGOLD(以下「本カード」という)の申込みを行う場合に適用します。

#### 第2条(同意)

会員はJR九州が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

##### 【収集・保有・利用する個人情報】

- ①本カード入会申込書に記載した、会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス
- ②上記以外で、会員がJR九州に届出た事項
- ③JR九州及びJR九州グループにおける本カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数、加盟店名称

##### 【利用目的】

- ①JR九州の事業におけるサービスの提供
- ②JR九州の事業における市場調査、商品開発
- ③JR九州の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ④本カードの機能・付帯サービスの提供

#### 第3条(個人情報の提供・利用)

会員は、セゾンが、以下の個人情報を、保護措置を講じた上で、JR九州に提供し、JR九州が前条に定める利用目的で利用することに同意します。

##### 【提供する個人情報】

- ①入会申込日、契約日
- ②本カード申込みに対する本カード発行の可否(ただし、その理由のぞく)
- ③JR九州及びJR九州グループ以外の本カード利用に関する、利用日、利用金額、加盟店業種、加盟店名称
- ④本カード終了の事実(ただし、その理由のぞく)
- ⑤前条に基づき、JR九州が独自に収集・利用する個人情報(会員が本カード入会申込書に記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号)について、会員がセゾンへ変更の届け出を行った場合における当該変更情報

#### 第4条(共同利用)

会員は、JR九州が、前条及び前々条に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで以下の企業(以下「共同利用会社」という)と、以下の目的で、共同で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR九州が責任を負います。

##### 【共同利用会社】

以下のホームページ

(<http://www.jrkyushu.co.jp/profile/works/group.jsp>)に掲載するJR九州グループ会社

##### 【目的】

- ①共同利用会社の事業における市場調査、商品開発
- ②共同利用会社の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ③本カードの機能・付帯サービスの提供

#### 第5条(個人情報の第三者への提供・利用)

会員は、JR九州が、第2条及び第3条【提供する個人情報】⑤に定める個人情報を、保護措置を講じたうえで以下の企業(以下「提供先企業」という)に提供し、提携先企業が当該情報を以下の目的で利用することに同意します。なお、個人情報の管理については、JR九州が責任を負います。

##### 【提供先企業】

株式会社阪急阪神百貨店

##### 【目的】

- ①提供先企業の事業における市場調査、商品開発
- ②提供先企業の事業における宣伝物・印刷物の送付等および営業案内
- ③本カードの機能・付帯サービスの提供

#### 第6条(個人情報の開示・訂正・削除・利用中止)

(1)会員は、JR九州に対し、JR九州の定める手続きに則り、自己に関する

個人情報の開示を請求することができます。

(2) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合は、JR九州は、すみやかに訂正または削除に応じるものとします。

(3) 第2条、第3条、第4条並びに第5条で同意を得た範囲内で個人情報を利用していても、中止の申出があった場合は、これを中止する措置をとります。

## 第7条(お問合せ窓口)

提携先名	所在地	電話番号	ホームページ(URL)
九州旅客鉄道株式会社	福岡市博多区 博多駅前 3-25-21	0570-097-888	<a href="http://www.jrkyushu.co.jp/">http://www.jrkyushu.co.jp/</a>

## 第8条(JR九州との同意事項の適用)

JR九州と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、JR九州との同意事項が適用されます。

# JQ CARDセゾンGOLD特約

## 第1条(本カードの名称と入会方法)

(1) 株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が九州旅客鉄道株式会社(以下「JR九州」という)と提携して発行するクレジットカードを、JQ CARDセゾンGOLD(以下「本カード」という)と称します。

(2) 当社が定める本特約、セゾンカード規約並びにJRキューポ利用規約を承認し、当社並びにJR九州(以下「両社」という)に本カードご利用のお申込みをされ、両社が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、両社が承諾した日に成立するものとします。

(3) 本会員がご利用代金などの当社に対する一切の債務を引き受けることを承認されたご家族で、当社にカード利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、「本会員」と「家族会員」を総称して「会員」という)に、家族カードを発行いたします。

## 第2条(カード規約)

(1) 本カードについては、セゾンカード規約、本特約並びにJRキューポ利用規約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

(2) 本カードについては、セゾンカード規約ゴールドカードセゾンの特則の規定の適用はありません。

## 第3条(JRキューポサービス)

(1) 本カードについては、JR九州が運営するJRキューポサービスが提供され、当社が提供するポイントプログラムは提供されません。

(2) JRキューポサービスは、JRキューポ利用規約に基づき提供されます。

## 第4条(特典及びサービスの利用)

(1) 会員は、当社が提供する特典及びサービスを受ける場合、当社所定の方法でその提供を受けるものとします。

(2) 会員は、JR九州及びJR九州のグループ会社が提供する特典及びサービスを受ける場合、JR九州所定の方法で、その提供を受けるものとします。

## 第5条(年会費)

本会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税等を支払うものとします。年会費は、当社が会員登録をした月(以下「会員登録月」という)の翌月からの1年分を、会員登録月の末日を締切日として、セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)(1)に定める方法によりお支払いいただくものとし、以後も同様とします。なお、年会費は、本カードのご解約又は会員資格を喪失された場合でもお返ししません。

## 第6条(弁済金等の支払方法等)

(1) セゾンカード会員規約第7条(弁済金等の支払方法等)(2)の会員にご利用の都度ご指定いただくお支払方法に分割払いを追加し、上記条項に下記の6号を追加します。

記

⑥ 分割払い—商品購入代金締切後の各お支払日に、当該商品の現金価格に下表により算出した分割払手数料を加算した金額を当該商品購入時に指定した支払回数で割った金額をお支払いいただく方法です。但し、各お支払日の支払金額の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。なお、支払回数、支払期間、実質年率、手数料は下表の通りとなります。

- (例) 現金価格 50,000円、10回払いの時  
 ●分割払手数料 50,000円×(5.5円/100円)=2,750円  
 ●支払総額 50,000円+2,750円=52,750円  
 ●各支払日の分割支払金 52,750円÷10回=5,275円

支払回数 (回)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36
実質年率 (%)	9.9	11.0	11.3	11.9	12.0	12.1	12.2	12.2	12.2	12.2	12.2
現金価格100円当たりの手数料の額 (円)	1.65	2.75	3.30	5.50	6.60	8.25	9.90	11.0	13.20	16.50	19.80

(2)セゾンカード規約第7条(4)の「分割支払金」に(1)で算出した各回のお支払い金額を含めます。

(3)セゾンカード規約第7条(3)①支払方法の変更(分割払い)を利用した場合は、(1)の表が適用されます。

(4)分割払いについては、セゾンカード規約第7条(3)④の支払方法の自動変更サービスは適用されません。

#### 第7条(早期完済の場合の特約)

分割払いの場合に、本会員が当初の契約の通りにお支払いされ、かつ約定支払期間の途中で残債務を一括してお支払いいただいた場合、本会員は78分法又はこれに準じる計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社の定めた割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

#### 第8条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に以下の事項を追加します。

(1)①年会費のお支払いがないとき。

#### 第9条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

## JRキューポ利用規約

#### 第1条(本規約の目的)

この規約は、九州旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が、次の各号に定めるサービスの利用者(以下「利用者」といいます。)に対して提供するポイント(以下「JRキューポ」といいます。)の内容及び適用条件等に関する基本的事項を定めたものです。

- (1)当社が、「JR九州Web会員規約」等にもとづいて提供するサービスの利用者
- (2)当社が、「JR九州インターネット列車予約サービス利用規約」等にもとづいて提供するJR九州インターネット列車サービスの利用者
- (3)当社及び当社が提携するクレジットカード会社が、会員規約等にもとづいて発行する「JQ CARD」の利用者
- (4)当社が、「ICカード乗車券取扱規則」等にもとづいて発行するICカード乗車券「SUGOCA」の利用者
- (5)当社が定めるその他の利用者

#### 第2条(適用範囲)

JRキューポのサービス内容等については、この規約の定めるものによります。

2 利用者は、この規約並びに第1条の(1)から(4)の規約・規則等に定めていない事項については、当社、当社グループ企業、当社が提携する企業がJRキューポの利用に対して別途定める規約、特約、規則及び規定等(以下、「利用規約等」といいます。)に従うものとします。

#### 第3条(用語の定義)

この規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1)「JRキューポ」とは、この規約に従って利用者に付与されるポイントをいいます。
- (2)「ボーナスポイント」とは、通常付与されるポイント以外に、当社が定める特別の条件下で付与されるポイントをいいます。
- (3)「ポイントチャージ」とは、SUGOCA用の自動券売機で、JRキューポを使用して、SUGOCAのSF(ストアードフェアカードの機能によりSUGOCAに記録される金銭的価値をいいます。)にチャージすることをいいます。
- (4)「ポイントセンター」とは、利用者へのJRキューポの付与、管理を行うシステムセンターをいいます。

#### 第4条(ポイントの付与)

当社は、利用者に対して、次の各号に定めるJRキューポを付与します。

- (1) JR九州インターネット列車予約サービスの利用金額などに応じた付与
- (2) JQ CARDによるカードショッピングのご利用金額などに応じた付与
- (3) SUGOCAのSF利用、又は当社が指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店における電子マネー利用に応じた付与
- (4) 利用者の各サービスの利用実績や懸賞・キャンペーンへの応募状況などにもとづいた付与
- (5) その他当社が別途定める方法により付与

2 付与されたJRキューポの換金、又は第三者への譲渡等はできません。

#### 第5条(ポイントの効力)

JRキューポは、ポイントセンターで付与処理が完了した時点で有効となり、その日をポイント付与日とします。なお、第4条1項の各号に定めるポイントごとに、付与日が異なる場合があります。

2 JRキューポは、付与された日から2年後の月末まで有効です。有効期限を過ぎたJRキューポは自動的に失効します。

3 利用者が、この規約及び第1条各号に記載される各サービスの規約等に違反した場合、利用者には付与されているJRキューポは失効します。

#### 第6条(ポイントの照会・合算)

利用者は、JRキューポの付与日、付与状況、残高、交換状況、失効予定などについて、当社指定の方法にもとづいて照会することができます。

2 JR九州Web会員に登録した利用者は、当社サイトから当社所定の手続きにより、利用者本人名義のJQ CARDおよび記名式SUGOCAを、各々最大5枚まで登録することにより、第4条第1項の各号にもとづいて付与するJRキューポの合算、照会が行えます。

3 利用者が、JR九州Web会員サービスを退会した場合には、インターネット列車予約サービスの利用にもとづいて付与されたポイントはすべて失効し、また利用者本人名義のJQ CARDおよび記名式SUGOCAの利用にもとづいて付与されたJRキューポは各々のJQ CARD及び記名式SUGOCAごとに個別に管理されるようになります。

4 利用者が、本条第2項で定めるJRキューポの合算のための登録を解除した場合には、利用者本人名義のJQ CARD及び記名式SUGOCAの利用にもとづいて付与されたJRキューポは各々のJQ CARD又は記名式SUGOCAごとに個別に管理されるようになります。

#### 第7条(ポイントの交換)

利用者は、付与されたJRキューポを当社指定の手続きにより、当社が指定する商品・サービスと交換することができます。

2 前項に定める手続きによって一旦交換したJRキューポは、その交換を取消すことはできません。

3 交換した商品・サービスの換金、又は第三者への譲渡、販売はできません。

4 交換した商品・サービス、もしくはこれらに関する通知又は送付書類等のお届け先は、利用者が当社所定の手続きによって指定した当社に届け出られている自宅住所とし、それ以外の場所をお届け先として指定することはできません。

5 前項の定めるところにより、当社に届けられている事項に関する変更の届出がないために、商品・サービス等が延着又は不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。

6 JRキューポを商品・サービスに交換した後に、JR九州インターネット列車予約、JQ CARDのカードショッピング、SUGOCAのSF利用など、JRキューポ付与のもととなった取引の一部、又は全部を取消した場合、交換したJRキューポに相当する価額の返還を当社より利用者に対してご請求する場合があります。

#### 第8条(ポイントのSUGOCAチャージ)

利用者は、第6条第2項で規定するJRキューポの合算対象として予め登録したSUGOCAのSF、又は利用者のうちJQ CARD会員が当社が別に定めるSUGOCAオートチャージ取扱規則第4条に基づき、オートチャージサービス利用契約を締結した当該オートチャージSUGOCAのSFに、JRキューポをポイントチャージすることができます。

2 ポイントチャージの取扱はSUGOCA用の自動券売機に限ります。

3 JRキューポをSFにポイントチャージする場合は、1ポイント1円として換算し、100円、200円、300円、400円、500円、1,000円、2,000円、3,000円、5,000円、10,000円のいずれかの金額をチャージすることができます。ただし、1枚あたりのSF残額は20,000円を超えることはできません。

4 一度SUGOCAのSFにポイントチャージしたJRキューポは、再び

JRキューポに戻すことはできません。

5 ポイントチャージ後のSFの取扱いについては、当社のICカード乗車券取扱規則等に従うものとします。

6 当社は、交換したSFの紛失、盗難等を理由とするSFの再提供及び保証の義務を負いません。

7 交換後のSFの取扱いについては、ICカード乗車券取扱規則及びSUGOCA電子マネー取扱規則の定めによるものとします。

#### **第9条(業務委託)**

会員は、当社が指定する委託先(以下「委託先」といいます。)に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。

- (1) JRキューポの加算・利用に関する業務
- (2) JRキューポの情報処理・電算機処理に付随する業務
- (3) その他、当社が指定したJRキューポのサービスにかかる業務

2 会員は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを、予め承諾するものとします。

3 会員は、委託先が本条第1項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が委託先に提供することを、予め承諾するものとします。

#### **第10条(免責事項)**

JR九州Web会員の会員ID等の漏洩・盗難、または保有するJQ CARDやSUGOCAのSFの盗難・紛失等により、第三者がJRキューポを不正に使用した場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

2 利用者が、オートチャージSUGOCAのSFの盗難・紛失等の際、ICカード乗車券取扱規則第32条及び第46条に定める紛失再発行の手続きを行わなかった場合、及び再発行登録を行い当社の使用停止措置が完了するまでの間に、当該SUGOCAのSFへのポイントチャージなどにより生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。

3 自動改札機などの機器の障害や輸送障害又は運営上の都合により、やむを得ずSUGOCAが利用できないことによって、当該利用に対するJRキューポの付与ができない場合であっても、当社及び加盟店は一切の責任を負いません。

4 その他、当社の責任に帰すことのできない事由から発生した損害については、当社は一切責任を負いません。

#### **第11条(ポイントサービスの終了、中止、変更)**

会員は、当社が、会員がすでに取得したJRキューポの価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、JRキューポのサービスを終了、中止又はこの規約を変更することができることを予め承諾するものとします。

2 当社は、JRキューポのサービスの終了、中止及びこの規約を変更する場合は、その旨を当社ホームページにて告知し又はその旨を会員へ通知するものとし、当該告知、又は通知にて指定する期日をもって、JRキューポのサービスの終了、中止、又は規則の変更がなされるものとします。

#### **第12条(ポイントサービスの制限、停止、廃止)**

当社は、運営上の都合や、天災、停電、通信事業者のシステム異常等の不可抗力の発生により、この規約に定めるJRキューポのサービス提供を、予告なく一時的に制限、停止することがあります。

2 当社が前項に基づき、JRキューポのサービスについて一時的な制限又は停止を行った場合に、会員に何らかの損害又は不利益が生じても、当社は一切の責任を負いません。

#### **第13条(管轄裁判所)**

会員と当社との間で紛争が生じた場合には、当事者間で誠意をもって解決するものとします。

2 利用者と当社との紛争については、福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第14条(規約の発効)**

本会員規約は、日本標準時間2017年7月7日から有効とします。

## **JQ CARD利用者に関する附則**

### **(定義)**

この附則は、JQ CARD会員に対するJRキューポの提供に関する事項を規定するものです。

#### **第1条(ポイントサービスの変更)**

「JQポイント」は、この規約が有効となる日時に「JRキューポ」と名称を変更し、同じポイント数でJRキューポに継承されます。

2 JQ CARD会員は、この規約第6条に定める当社サイトからのJRキューポの照会・合算のためには、別途JR九州Web会員に登録する必要があります。

## 第2条(JQ CARDの利用に対して付与されたポイントの効力)

以下に示す場合、会員に付与されているポイントは失効します。

- (1) JQ CARD会員が、JQ CARDを退会した、又は会員規約等で定められた会員資格を喪失した場合
- (2) JQ CARD会員が、この規約、会員規約等、又は当社の規則等に違反した場合

## 第3条(JQ ネットクラブの取扱い)

JQネットクラブで提供するサービスは、JRキューポサービスの開始とともに、JR九州Web会員サービスに付随するサービスとして継続します。

2 前項に定めるJR九州Web会員サービスの利用を希望するJQ CARD会員は、「JR九州Web会員サービス」への登録を行う必要があります。

3 JRキューポの開始とともに、当社はJQネットクラブの入会受付を終了します。また、当社所定の方法で告知した後に、既存のJQネットクラブ会員に対しても、当該サービスの提供を終了します。当社は、当該サービスの終了にともなういかなる不利益及び損害についても、一切の責任を負いません。

# SUGOCA 利用者に関する附則

## (定義)

この附則は、SUGOCA利用者に対するJRキューポの提供に関する事項を規定するものです。

## 第1条(SUGOCAのSF利用時のポイント付与)

当社は、次の各号に定めるSUGOCAのSF利用について、JRキューポを当社の定める付与基準に基づき提供するものとします。

(1) SUGOCAで当社線を利用するとき、自動改札機(福岡市交通局高速鉄道線設置の自動改札機を含む。)による入出場を行った際の運賃に、ICカード乗車券取扱規則第18条に定めるSUGOCAの利用エリア内の当社線が含まれる場合

(2) SUGOCAで、当社筑肥線下山門・唐津線西唐津間各駅と姪浜接続地下鉄線各駅間相互発着となる区間を自動改札機による入出場を行った場合

(3) SUGOCAで、ICカード乗車券取扱規則第60条に規定するエリア内を自動改札機による入出場を行った場合

(4) SUGOCA用の自動券売機で、SUGOCAのSFと、ICカード乗車券取扱規則第18条に定めるSUGOCAの利用エリア内着となる自由席特急券とを引き換える場合

(5)当社が指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店で、SUGOCAのSFをSUGOCA電子マネーとして使用した場合

(6)当社若しくはICカード乗車券取扱規則第59条第2項に規定する事業者(以下「SUGOCA事業者」といいます。)が実施する施策等により定めた条件のもとで、SUGOCAのSFによる当社線若しくはSUGOCA事業者線の利用又は加盟店での電子マネー利用を行った場合

2 前項第1号及び第6号に基づいてJRキューポを付与する当社線又はSUGOCA事業者線利用の運賃は、自動改札機で改札を受けて入場及び出場しSUGOCAのSFから減額されたものが付与対象となります。

3 SUGOCA定期券の有効期間内に券面表示区間内を利用する場合は、JRキューポの付与対象となりません。

4 SUGOCAのSF利用が次の各号の1に該当する場合は、ポイントの付与対象となりません。

(1) SUGOCAのSFと乗車券類等(SUGOCA事業者が発売する乗車券を含みます。)を引き換えた場合。ただし、第1項第4号に定める場合を除きます。

(2)自動精算機での他の乗車券類の精算にSUGOCAのSFを使用した場合

5 自動改札機による出場以外の方法によりSUGOCAのSFから運賃を減額する場合、JRキューポの付与対象とならない場合があります。

6 第1項に定めるもののほか、当社線及びSUGOCA事業者線並びに加盟店の利用促進を図るため、当社が別に定めるところによりボーナスポイントを付与することがあります。

7 第1項及び前項の規定による付与のほか、利用者は、当社とポイント交換の提携を行う事業者で付与されたポイントをJRキューポに交換することができます。

8 JRキューポは、付与対象となるSF利用があった日の翌々日以降に、ポイントセンターで当該ポイント口座への付与処理を行います。ただし、第1項第6号に基づいて付与するJRキューポは付与対象となるSF利用

があった日の4日後以降に付与処理を行います。

9 当社は、JRキューポの付与基準を予告なく改定することがあります。

## 第2条(SUGOCAのSF利用に対して付与されたポイントの効力)

次の各号の1に該当する場合は、当該SUGOCAに付与処理が実施される前のJRキューポを含め、付与されている全てのJRキューポは無効となります。

(1) ICカード乗車券取扱規則第31条及び同第44条に定める払いもどしを行う場合

(2) ICカード乗車券取扱規則第27条、同第28条及び同第43条の規定によりSUGOCAが無効となる場合

(3) SUGOCA事業者において前各号に準ずる取扱いを行う場合

2 偽造、変造又は不正に作成されたJRキューポを使用しようとした場合には、IC規則第28条及び同第43条の定めを準用して、当該SUGOCAはSF及び定期券部分を含めて無効として回収します。

## 第3条(SUGOCA再発行時の取扱い)

ICカード乗車券取扱規則第32条及び同第46条の規定に基づき紛失再発行の取扱いを行うとき(SUGOCA事業者において取り扱うときを含みます。)並びにIC規則第34条及び同第48条の規定に基づき障害再発行の取扱いを行うとき(SUGOCA事業者において取り扱うときを含みます。)は、再発行前のSUGOCAに付与されているJRキューポの残高は再発行を受けた日の翌々日以降に、再発行したSUGOCAに引き継がれます。

## 第4条(自動券売機におけるポイント履歴の確認)

JRキューポ履歴は、当社の定めるSUGOCA用の自動券売機及び当社が別に定める方法により次の各号に定めるとおり確認することができます。

(1) 履歴の内容はJRキューポの付与、交換、失効の取扱い月日、取扱いポイント数とします。

(2) 履歴は、最近の履歴から20件までさかのぼって表示又は印字し、確認することができます。

(3) 次の場合は履歴の確認はできません。

ア 26週間を経過した履歴

イ 履歴の印字をした自動券売機で、一定時間を経過せずに当該自動券売機により印字し、確認する履歴

2 SUGOCA用の自動券売機でのJRキューポの履歴確認の取扱い箇所は、最新のSUGOCAご利用ガイド、印刷物又は当社ホームページによります。

3 前項規定によらず、JR九州Web会員が、保有する記名式SUGOCAをこの規約第6条第3項に定める方法によって登録した場合には、当該SUGOCAに関するJRキューポ履歴の照会を自動券売機で行うことはできません。

## 第5条(返品・払いもどし時の処理)

当社の指定するJRキューポ付与の対象となる加盟店において、商品の購入時・サービス等の申込時にJRキューポ付与の対象となった商品・サービス等の返品、払いもどし、取消し等を請求する場合は、当該ポイントが付与されたSUGOCA及び当該商品等に係わるレシート一式を提示しなければなりません。この際、付与されたJRキューポに相当するポイントの差し引き又は対価の返還を当社より請求する場合があります。

2 SUGOCA利用者に関する附則の第1条第1項に規定する自由席特急券について、払いもどしを請求する場合は、当該ポイントが付与されたSUGOCAを提示しなければなりません。

(2017年7月7日制定)

